



マイナンバーカード
イメージキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーカードを使って各種証明書が コンビニエンスストアで取得できます

最近よく耳にするようになった「マイナンバーカード」ですが、お持ちになると、お近くのコンビニエンスストアで住民票などの証明書が取得できるなど、日常でも便利にお使いいただけます。この特集では、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を取得する方法をご説明します。

お問い合わせは
戸籍住民課
☎421-6719へ



マイナンバー制度とは

日本に住民票を有する全ての人（外国人も含まれます。）が持つ12桁の番号がマイナンバー（個人番号）です。一人ひとり違う番号で、原則として生涯同じ番号です。

平成27年10月以降、通知カード（2年5月26日以降に初めて日本に住民票を有した人は個人番号通知書）により、マイナンバーが通知されています。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の法令で定められた手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。こうした法令で定められた目的以外にマイナンバーを利用することはできません。マ

イナンバー制度を騙った不審な電話、メール、手紙、訪問などには十分注意し、内容に応じて相談窓口（右下参照）をご利用ください。

マイナンバーカードの機能

マイナンバーカードの機能として、公的個人認証サービスがあります。公的個人認証サービスとは、行政手続のオンライン申請や届出、インターネットサイトへのログインを行う際などに、他人によるなりすましやデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認のための手段です。

「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られる恐れのないマイナンバーカードに記録することで利用が可能となります。

コンビニ交付の利用方法

利用者証明用電子証明書を利用したコンビニエンスストアでの公的な証明書の交付、い

わゆるコンビニ交付についてご説明します。コンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末（マルチコピー機）で、左下表に記載の各種証明書が取得できます。

《コンビニ交付サービスの特徴》

- 全国どこでも最寄りのコンビニエンスストアなどで各種証明書が取得できます。
- マイナンバーカードが必要です。通知カードや住民基本台帳カードでは利用できません。
- 市役所窓口で発行する証明書の用紙とは異なり、A4サイズの普通紙に印刷されますが、偽造や改ざんを防止する高度な技術が施されています。

《利用の流れ》

1. 店舗に設置してあるキオスク端末の画面に表示されている「行政サービス」ボタンをタッチし、次に「証明書交付サービス」を選択します。
2. キオスク端末のカード置場にマイナンバーカードを置き、利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）を入力してカードを取り外します。※マイナンバーカード内の利用者証明用電子証明書が有効であることが必要です。
3. 必要な証明書と必要事項を選択し、手数料を入金すると証明書と領収書が発行されます。

コンビニ交付で取得できる各種証明書

証明書	手数料 (1通あたり)	利用時間 ※1	利用できる人
住民票の写し (世帯・個人)	300円	午前6時30分～午後11時 ※12月29日～ 1月3日を除く	住民登録が八千代市にある人
印鑑登録証明書	300円		住民登録が八千代市にあり、 印鑑登録している人
所得課税証明書 (直近5年分)	300円		1月1日から現在まで 住民登録が八千代市にある人 ※2
戸籍証明書 (全部・個人)	450円	月～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日および12月29日～ 1月3日を除く	本籍地が八千代市の人 ※3
戸籍附票の写し (全部・一部)	300円		

- ※1 他に保守点検日（不定期）は利用できません。保守点検日は、市ホームページなどで随時お知らせします。
- ※2 取得対象の年の1月1日時点で住民登録が八千代市にあり、かつ直近5年分であれば取得できます。例：2年1月1日時点で住民登録が八千代市にあれば、2年度（元年分の所得が記載されます）の証明書が取得できます。八千代市から転出した場合は取得できません。また、現在八千代市に住民登録がある場合でも、取得対象の年の1月1日時点で住民登録が他市町村である場合、その年の分は取得できません。
- ※3 八千代市外に住民登録がある人で本籍地が八千代市の方は、事前に登録することにより戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写しが取得できます。詳しくは、戸籍住民課へお問い合わせください。

《相談窓口》

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

平日午前9時30分～午後8時、土日祝日（年末年始を除く）午前9時30分～午後5時30分
※一部IP電話などでつながらない場合は、マイナンバーの通知またはカードに関するお問い合わせ先

☎050-3818-1250または

マイナンバー苦情あっせん相談窓口

☎03-6457-9585へ

5月3日～6日のごみ収集について

- ◆可燃ごみ月・水・金曜日の地区…3日(月)は収集あり、5日(水)は休み ◆可燃ごみ火・木・土曜日の地区…4日(火)は休み ◆資源物(びん・缶類・ペットボトル) 火・水の地区…4日(火)は休み、5日(水)は休み ◆資源物(紙パック・布類・紙類) 月曜日の地区…3日(月)は休み ◆不燃・有害ごみ第1火・水曜日の地区…4日(火)は休み、5日(水)は休み

不法投棄通報受付専用電話

フリーダイヤル（ファクス兼用）

☎0120-844-530

粗大ごみ受付専用電話

(収集依頼受付・要予約)

☎483-4506

平日9時～16時30分
(祝日を除く)

5月の資源物・ごみ収集日	コナ	該当地域	指定袋使用		資源物		コナ	該当地域	指定袋使用		資源物		◆お問い合わせは、クリーン推進課 ☎421-6768 または清掃センター ☎483-4521 1階 ☎486-1011へ
			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック	
5月の資源物・ごみ収集日	1	大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 萱田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線から東側) 高津(県道幕張八千代線から東側)	休み(第1火) 18(第3火)	月・水・金	木	土	9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	6(第1木) 20(第3木)	月・水・金	火	土	
	2	八千代台北	11(第2火) 25(第4火)	3日(月)は収集あり 5日(水)は休み	木	土	10	高津(県道幕張八千代線から西側)、高津東 大和田新田(100・200番台の成田街道南側で 県道幕張八千代線から西側)	13(第2木) 27(第4木)	3日(月)は収集あり 5日(水)は休み	火	土	
	3	八千代台西、八千代台南	休み(第1火) 18(第3火)	3日(月)は収集あり 5日(水)は休み	木	土	11	高津団地 大和田新田(1～99番地の成田街道南側)	6(第1木) 20(第3木)	3日(月)は収集あり 5日(水)は休み	火	土	
	4	八千代台東	11(第2火) 25(第4火)	3日(月)は収集あり 5日(水)は休み	木	土	12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道 北側から東葉高速線南側)、緑が丘西(東葉高速線南側)	13(第2木) 27(第4木)	3日(月)は収集あり 5日(水)は休み	火	土	
	5	上高野	休み(第1水) 19(第3水)	火・木・土	金	月	13	勝田台	7(第1金) 21(第3金)	火・木・土	水	月	
	6	村上団地	12(第2水) 26(第4水)	4日(火)は休み	金	月	14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3～8丁目、麦丸、 萱田町(500番台を除く東葉高速線北側) 萱田(東葉高速線北側)	14(第2金) 28(第4金)	火・木・土	水	月	
	7	村上(新川の東側)、村上南、下市場、 勝田台北	休み(第1水) 19(第3水)	4日(火)は休み	金	月	15	萱田町(500番台の東葉高速線北側)、 大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎 緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	7(第1金) 21(第3金)	火・木・土	水	月	
	8	神野、保品、下高野、米本、米本団地、 堀の内	12(第2水) 26(第4水)	4日(火)は休み	金	月	16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、 島田、桑橋、桑納、大学町	14(第2金) 28(第4金)	火・木・土	水	月	